

第1章 総説

第1章 総説

1・1 目的

本書は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）およびその他、関係法規に基づき、給配水管工事の設計及び施行等に関して必要な事項を定め、本市水道事業の健全な発展とその適性かつ合理的な運営に資することを目的とする。

1・2 用語の定義

本書における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 管理者 姫路市上下水道事業管理者をいう。
- 2 指定業者 姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者をいう。
- 3 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう（法第3条第9項）。
- 4 給水管 給水のために配水管から宅地や家屋内に引込まれる管であって、市の所有に属しないものをいう。
- 5 給水 配水管から分岐した給水管によって水を供給することをいう。
- 6 配水管 配水のために布設された管で配水池又は配水ポンプを起点とする。
- 7 J I S 日本工業規格をいう。
- 8 J W W A 日本水道協会（規格）をいう。
- 9 J D P A 日本ダクタイル鉄管協会（規格）をいう。
- 10 条例 姫路市給水条例（昭和36年姫路市条例第21号）をいう。
- 11 施行規程 姫路市給水条例施行規程をいう。
- 12 指定給水装置工事事業者規程 姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。
- 13 構造・材質基準 国土交通省が定める給水装置の構造及び材質の基準に関する省令をいう。
- 14 配管工 姫路市水道局配管工の試験合格者をいう。
- 15 鉄管工 姫路市上下水道局鉄管工試験に合格した者をいう。
- 16 建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 17 ビル管理法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和

45 年法律第 20 号) をいう。

1・3 圧力単位について

圧力単位は、国際単位系 (S I) の P a (パスカル) を使用すること。
従来の Kgf/cm² (重量キログラム毎平方センチメートル) との換算は次のとおりとする。

$$1.0 \text{ kgf/cm}^2 = 0.098 \text{ MPa} \quad (\text{メガパスカル})$$

$$7.5 \text{ kgf/cm}^2 = 0.735 \text{ MPa}$$

$$10.0 \text{ kgf/cm}^2 = 0.980 \text{ MPa}$$

(参考)

$$1 \text{ kgf} = 9.8 \text{ N} \quad (\text{ニュートン})$$

$$1 \text{ N} = 1 \text{ Kg} \cdot \text{m/S}^2$$

$$1 \text{ Pa} = 1 \text{ N/m}^2$$

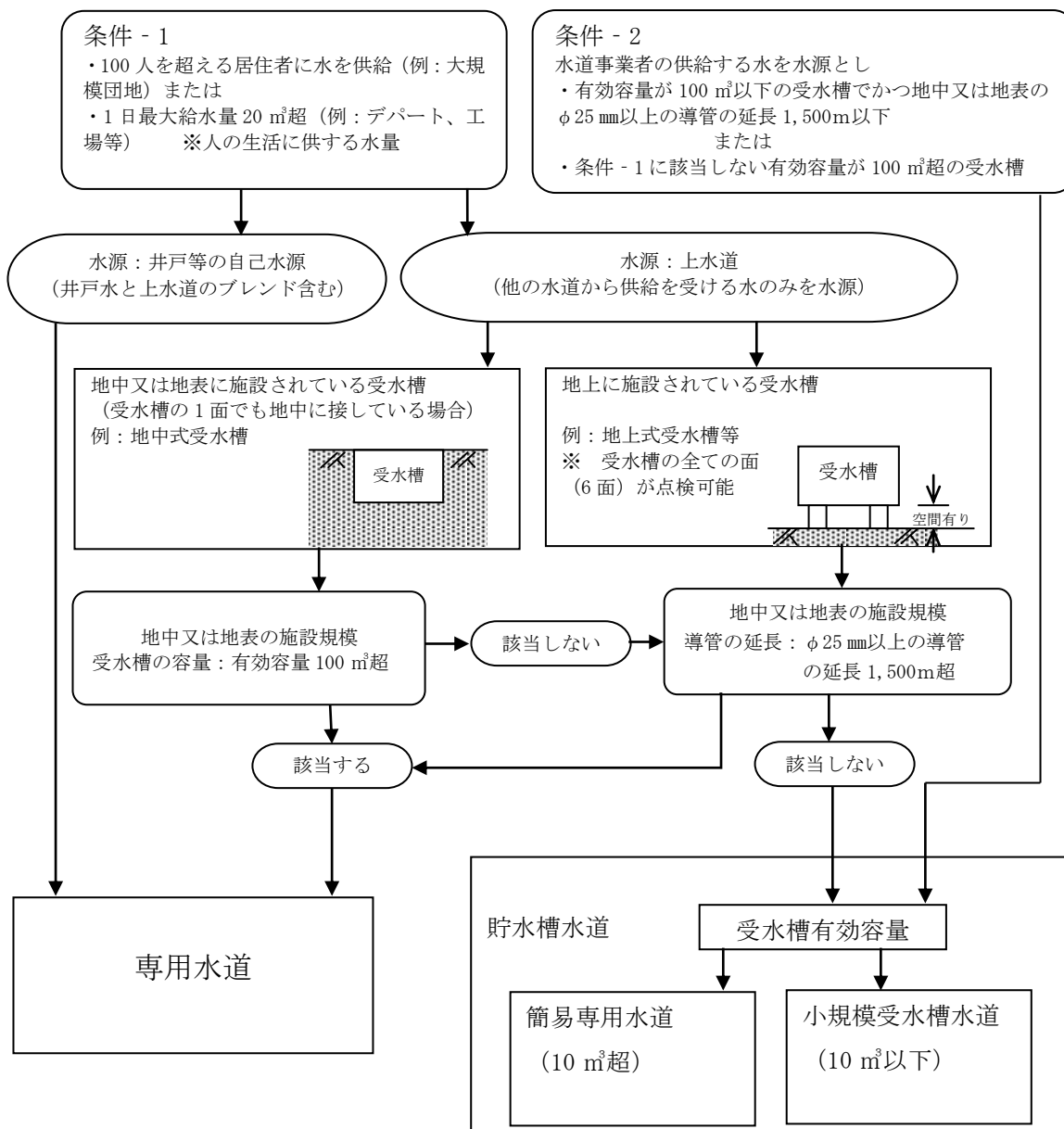
(参考資料) 圧力換算表

パスカル	メガパスカル	気圧	a t	mmAg 水柱	水銀柱
Pa	MPa	atm	kgf/cm ²	mmH ₂ O	mmHg (Torr)
1	1×10 ⁻⁶	9.86923×10 ⁻⁶	1.01972×10 ⁻⁵	1.01972×10 ⁻¹	7.50064×10 ⁻³
1×10 ⁶	1	9.86923	1.01972×10	1.01972×10 ⁵	7.50062×10 ³
1×10 ⁵	1×10 ⁻¹	9.86923×10 ⁻¹	1.01972	1.01972×10 ⁴	7.50064×10 ²
1.01325×10 ⁵	1.01325×10 ⁻¹	1	1.03323	1.03323×10 ⁴	7.60002×10 ²
9.80665×10 ⁴	9.80665×10 ⁻²	9.67841×10 ⁻¹	1	1×10 ⁴	7.35561×10 ²
9.80665	9.80665×10 ⁻⁶	9.67841×10 ⁻⁵	1×10 ⁻⁴	1	7.35561×10 ⁻²
1.33322×10 ²	1.33322×10 ⁻⁴	1.31579×10 ⁻³	1.35951×10 ⁻³	1.35951×10	1
6.895×10 ³	6.895×10 ⁻³	6.80×10 ⁻²	7.031×10 ⁻²	7.031×10 ²	5.17151×10

1・4 水道の種別と定義

適用区分	名 称		定 義 及 び 規 模
水 道 法	水道用水業 供給事業		水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業 (浄水の卸売)
	水道事業	上水道業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業 (末端給水) 計画給水人口 5,001人以上
		簡易水道業	同上 計画給水人口 101人以上5,000人以下
	専用水道		寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、その住居に必要な水を供給するもの 常住人口 101人以上 又は 一日最大給水量 20 m ³ 超 (適用除外有)
	貯水槽水道	簡易水道	上記以外の水道であって、ビル、マンション等で水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの 受水槽の有効容量が10 m ³ を超えるもの
小規模受水槽水道		貯水槽水道の内、受水槽の有効容量が10 m ³ 以下のもの	
姫路市貯水槽水道 管理指導要綱			

専用水道・貯水槽水道区分



水道法第3条第6項 「専用水道」とは

- ・自家用の水道 (施設の管理者が、その用に供するため自ら施設する水道)
- ・水道事業の用に供する水道以外の水道

(一般の需要に応じて水を供給する水道事業の概念にあてはまらない水道)

例: 社宅・療養所・学校・レジャー施設・大規模団地・商業施設等